大阪府孤独・孤立対策公民連携プラットフォーム設置要領

（目的）

1. 大阪府における孤独・孤立対策の推進及び市町村域における孤独・孤立状態にある方の支

援体制を整備するため、大阪府孤独・孤立対策公民連携プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を設置する。

（活動内容）

第２条　プラットフォームは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

1. 孤独・孤立対策を分野横断的に推進するための複合的・広域的な連携強化に関する活動

(2) 孤独・孤立対策に関する先進的な取組み等の情報共有や、そのほか、孤独・孤立に関する啓発活動

（３） 　その他プラットフォームの目的を達成するために必要な活動

（プラットフォームへの参画）

第３条　プラットフォームへの参画は、参画を希望する団体等から大阪府に対して別途定める方法に　　より、申込みを行うものとする。大阪府は、申込内容について次の各号に掲げる事項等を確認し、参画が適切であると認める場合に、参画団体としてプラットフォームへの参画を認める。

1. 孤独・孤立対策に関連する事業を現に行っている、又は、今後行おうとしている団体等であること
2. 暴力団等反社会的勢力と関係がないこと

（プラットフォームからの退会・除名）

第４条　プラットフォームを退会しようとする団体等は、退会の意思を書面により大阪府に届け出、任意に退会することができる。また、団体等が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、職権により除名することができる。

* 1. １年以上、連絡がとれない場合
	2. 本要領に違反又はプラットフォームの信用を著しく害したとき
	3. 団体等が解散又は営業を停止したとき
	4. 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
	5. その他プラットフォームの運営にあたり、重大な支障が生じると認められたとき

（幹事会）

第５条　　プラットフォームの活動の必要に応じて、幹事会を設置することができる。

　（事務局）

　　　　第６条　　プラットフォームの事務局を大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課に置く。

　（その他）

　　　　第７条　　本要領に定めがあるもののほか、プラットフォームの運営等に関し必要な事項は、別に

定める。

 附則

　　　　本要領は、令和４年12月22日から施行する。

　　　附則

　　　　本要領は、令和５年４月２６日から施行する。